

# 令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

施策名: 子ども・子育て支援  
 施策番号: 04 - 01

## 1 基本情報

施策名	04	子ども・子育て支援	展開方向	01	安全に安心して産み育てることができる家庭環境づくりを支援します。
主担当局	こども青少年局				

## 2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)	実績値						進捗率 (R2)
			H28	H29	H30	R1	R2	R3~R4	
A 身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じる市民の割合	↑	54.4 %	48.4	49.3	48.2	51.9	45.6		83.8%
B 妊娠11週以内の届出率	↑	100 %	95.5	95.9	96.6	96.7	97.0		97.0%
C こんにちば赤ちゃん事業の訪問実施率	↑	100 %	90.8	90.5	90.8	91.7	85.9		85.9%
D 子育て支援に関するワークショップや交流会に参加した人の満足度	↑	100 %	93.5	89.4	89.8	98.0	100		100%
E 乳幼児健康診査受診率	↑	97.0 %	94.5	95.6	95.7	96.5	96.1		99.1%

## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)	総合戦略	①
<p><b>行政が取り組んでいくこと</b> ■安全・安心に産み育てることができる家庭環境づくりの支援</p> <p>【妊娠期から子育て期にかかる切れ目のない支援】                      (目的)親子の愛着形成を育み、子どもの健やかな成長を促す。また、安定的・継続的に子ども等に係る医療費助成制度を維持していくことにより、保健の向上に寄与し、福祉の増進を図る。                      (成果)①産後ケア事業は計画通り令和2年10月1日より開始し、退院直後からのスムーズな利用につなげるため医療機関と緊密な連携を図った結果、生後0~1か月での申請が全体の63%となった。(目標指標A・C)                      ②妊娠期からの切れ目のない子育て支援について各地域に働きかける中で、生涯学習プラザにおいてマタニティセミナーや妊産婦が集える子育て交流会を開催するなど、取組を推進した。                      ③妊婦健診の多胎妊婦への追加助成券は超音波検査がなく、その検査費用は妊婦負担になるため、追加助成券のあり方を研究した。(目標指標B)                      ④新生児聴覚検査未受検者は、3か月健診で確実にフォローし、難聴の見落としがないことを確認したほか、「聞こえていると思うから」など検査の必要性が理解されていない割合が高いことを認識した。                      ⑤乳幼児健診について、コロナ禍においても適切な時期に受診できるよう集団健診を継続するとともに、健診の一部を医療機関で個別受診できる体制を整備した。また、未受診児対策として、子どもの育ち支援センター(いくしあ)と連携した受診勧奨を開始した。(目標指標E)                      ⑥乳幼児健診の集団指導や「子育て支援講座」について、保護者が子どもとの関わり方を学ぶペアレントトレーニング(ベアトレ)的要素を取り入れた内容に見直した。また、就学前の子どもの発達フォロー体制について、庁内関係課で検討を行った。                      ⑦こども等に係る医療費の一部助成については、令和元年7月から就学前児(1~6歳児)の助成対象を上げ、引き続き経済的負担の軽減を行っており、令和2年度は49,669人(3月末受給者数)が助成の対象となっている。                      ⑧新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を講じながら子どもを出産した母等に、「尼崎市出産特別給付金」を支給した。                      (課題)①「事業を認知していなかったため利用開始が遅れた」という意見もあり、妊娠時に事業の周知を図る必要がある。                      ②産後の子育ての孤立を予防するためには、妊娠期から気軽に地域とつながりを築くため、先行取組を踏まえながら市内6地域へ展開する必要がある。また、コロナ禍においてもマタニティセミナーを継続実施できるよう取り組む必要がある。                      ③多胎妊婦の妊婦健診には超音波検査実施が望ましいとされており、検査内容の追加を検討する必要がある。                      ④受検者を増やすための必要性を周知する必要がある。また、3か月健診未受診者が生後6か月までに聴覚スクリーニングを確実に受けられるように支援する必要がある。                      ⑤乳幼児健診の個別健診では、集団健診におけるタイムリーな相談支援と比べて、相談支援が事後になる課題がある。また、いくしあと連携した未受診ケースへの対応については、引き続きいくしあと協議を行いながら、課題を整理、検討する必要がある。                      ⑥コロナ禍においても、乳幼児健診の集団指導や「子育て支援講座」を実施する必要がある。また、1歳6か月児健診から3歳6か月児健診の間の発達や子育て相談のフォロー体制や、3歳6か月児健診後の発達のフォロー体制を、医師会及びいくしあ等の関係機関で検討する必要がある。                      ⑦制度拡充を図ったものの、近隣市との比較で助成内容に差が生じている中、財源を含め、持続可能な制度設計に向けて、引き続き検討を行う必要がある。</p> <p>【ファミリーサポートセンター運営事業】                      (目的)育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人とをコーディネートし、地域の支えあいによる子育て支援を推進する。                      (成果)⑨コロナ禍の中ではあったが、会員数(依頼会員、協力会員)はほぼ横ばいであった。(会員数は2,117⇒2,123人)                      (課題)⑨現在の保育所等への送迎等に加え、子育て世帯への負担を軽減できるような、新たなサービス提供の検討が必要である。</p> <p>【地域社会の子ども支援機能の向上】                      (目的)子育て支援活動グループ等の主体的な取組が進むよう、子どもコミュニティソーシャルワーカー(CSW)による情報提供等の働きかけや、ワークショップ開催などにより、子どもの育ち支援条例の理念である地域社会全体で子どもの育ちを支える社会の実現を目指す。                      (成果)⑩CSWが、いくしあや関係機関等と連携して個別ケース支援行ったり、地域の自主活動グループ等に対し、運営の助言や情報提供を行った。また、子どもに関する地域活動に関連する業務等を行う関係課が情報共有のうえ、子どもコミュニティソーシャルワーク等について協議し、相互に連携して推進するためのワークショップを実施した。(目標指標A・D)                      (課題)⑩子どもコミュニティソーシャルワークを推進するための取組を関係機関と協議し、継続的に行っていくための仕組みづくりを検討するとともに、コロナ禍において、こども食堂をはじめとしたこどもの居場所の現状把握を行い、関係機関と情報共有し、支援策を検討していく必要がある。</p>		

## 3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	乳幼児健康診査事業(3歳児健康診査における屈折検査機器の導入)
2	
3	
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	産後ケア(訪問型)事業
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	乳幼児等医療費助成事業
2	ファミリーサポートセンター運営事業
3	風しん予防接種推進事業(妊娠を希望する女性等への予防接種費用の一部助成)
4	妊婦健診事業(多胎妊婦への追加助成)
5	母子健康手帳作成事業(電子母子手帳の導入)

令和3年度の取組	
【妊娠期から子育て期にかかる切れ目のない支援】	①引き続き関係機関と連携を図るとともに、妊娠届出時より案内文を配布することで、支援を必要とする方が適切な時期に事業を利用できるよう努める。 ②地域振興センターや尼崎市社会福祉協議会(市社協)等と地域の妊産婦や子育て世代の課題等を共有し、マタニティセミナーや妊産婦が集える子育て交流会を市内6地域に広げるよう取り組む。また、感染防止を講じながら、マタニティセミナーを継続して実施する。 ③多胎妊婦に対する超音波検査の追加については、国の動向を注視しながら検討する。 ④妊娠届出時に新生児聴覚検査の必要性について周知する。また未受検者への受検勧奨や乳幼児健診でのフォローを行うほか、新生児訪問や乳幼児健診で新生児聴覚検査の受診の有無を確認し、難聴を疑う場合、医療機関への受診勧奨を検討していく。 ⑤乳幼児健診については、集団健診を基本としているが、感染拡大期に一部の健診を個別健診も導入して健診を実施するほか、個別健診後の支援について医師会と検討を行う。また、いくしあと連携した未受診児対策を構築し、受診率の向上を図る。 ⑥3歳6か月児健診の眼科健診に屈折検査機器を導入し、弱視の早期発見、予防を図る。 ⑦コロナ禍においても、ベアトレ的要素を取り入れた乳幼児健診の集団指導や「子育て支援講座」を実施し、内容の充実を図ることで子育ての不安等の軽減につなげる。また、幼児の発達等のフォロー体制について、医師会及びいくしあ等の関係機関との連携方法を検討する。 ⑧本市の限られた財源の中で、持続可能な制度について引き続き検討する。
【ファミリーサポートセンター運営事業】	⑨子育て負担が大きい家庭への家事援助等新たなサービス提供が可能かどうかについて検討する。
【地域社会の子ども支援機能の向上】	⑩子どもや家庭の諸課題を解決するため、子ども食堂や子どもに関するNPO等の関係機関と定期的に情報共有の機会を設ける。また、地域の自主活動グループ等の企画や運営を支援するため、地域振興センターをはじめとした行政の関係課と連携し、子どもに関する支援活動が地域で広がるよう、取り組んでいく。
主要事業の提案につながる項目	
【ファミリーサポートセンター運営事業】	⑨子育て負担が大きい家庭への家事援助や児童ホーム閉所後の送迎に対する補助などの負担軽減の方法について検討する。

## 4 市民意識調査(市民評価)



## 6 評価結果

評価と取組方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>乳幼児健診については、引き続き南北保健福祉センターといくしあが連携して受診勧奨に努めるとともに、コロナ禍において実施した個別健診の状況等を踏まえながら、受診率の向上を図っていく。</li> <li>令和元年7月に拡充を行ったこどもの医療費助成については、引き続き、持続可能な制度を前提に検討を進める。</li> <li>養育支援が必要な家庭において、養育者の負担軽減を図るため、家事援助が受けやすくなる支援策を様々な視点から検討していく。</li> <li>地域社会の子ども支援機能の向上に向けては、児童ケースワーカーが地域資源との連携を深める中で、関係機関のネットワーク構築を進めていく。</li> </ul>

# 令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

施策名: 子ども・子育て支援  
施策番号: 04 - 02

## 1 基本情報

施策名	04	子ども・子育て支援	展開方向	02	保育施設等の定員増など、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援します。
主担当局	子ども青少年局				

## 2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値					進捗率 (R2)
		H28	H29	H30	R1	R2	R3~R4		
A 保育施設等未入所児童数(翌年度当初)	↓	0	人	440	624	671	895	865	—
B 保育施設等待機児童数(翌年度当初)	↓	0	人	87	156	148	236	118※	—
C 保育料(法人保育園分)の収納率(現年)	↑	98.3	%	97.8	97.7	97.3	97.3	98.8	100%
D 児童ホーム入所待機児童数(5月1日時点。R2のみ7月1日時点)	↓	0	人	344	355	403	380	414	—
E こどもクラブの登録児童率	↑	40.0	%	35.5	35.2	35.4	34.8	—	—

※指標Bは、R2年度より実績値の考え方を変更

## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)

行政が取り組んでいくこと ■保育事業、放課後児童対策等による支援

【保育事業】

(目的)定員増に加え、定員の弾力化の推進により、早期に待機児童を解消するとともに、子どもの健やかな成長と安心・安全の確保のため保育の質の向上を図る。

(成果)①保育士の確保・定着化を図るため、51園・103人の新卒保育士に対し10万円の補助を行うとともに、新卒保育士のみを対象としていた保育士確保事業を潜在保育士にも拡大し、9園・11人の潜在保育士に対し5万円の補助の実施や潜在保育士の就労支援のため保育の実践に関する研修(6回、19人)を行った。そのほか保育士奨学金返済支援事業(32園・93人)や宿舍借り上げ支援事業(50園・124人)を継続して実施した。更に就職フェアの実施にあわせて、市長と保育士との対談や保育士確保のための市の施策を紹介するPR動画及び法人保育園が制作した保育施設の紹介動画を本市ホームページに掲載した。また保育の質の向上策として小規模保育事業所に加え認可外保育施設への巡回支援の実施や法人保育施設の保育士を対象とするキャリアアップ研修(7分野)を14回実施した。

②保育の量確保事業等については、小規模保育事業の公募により5箇所(定員81人)、認可保育所の公募により3箇所(定員175人)開設するなど、前年4月と比べ366人の定員増が図られた。また、保育施設において、弾力枠を活用して定員を超える42人の受入を行った。更に、認可保育所の公募等により、令和4年4月までに260人の定員増を確保した。(目標指標A・B)

※自宅から20〜30分の範囲内にある保育施設は利用可能とする国の考え方を踏まえ、本市では自転車で5分、半径1.2km以内の施設を利用可能とし、待機児童数から除かれる対象範囲を整理した。

③法人保育園では保育環境改善事業により2園の増改築に対してその費用の一部を補助した。

④公立保育所では老朽化が著しい武庫東、北難波、大西の建替工事を行い、武庫東は工事が完了した。

⑤公立保育所の民間移管については、第4次公立保育所民間移管計画に基づき、富松の民間移管を行うとともに、移管に向けて神崎の引継ぎ等の事務や元浜の移管法人の選定、七松の民間移管手続きを開始した。

⑥未入所児童の解消を目的に、アフターフォローコールを実施し、未入所児童68人の解消に繋がった。また、令和3年4月に向けた入所利用調整業務にAI(人工知能)を導入したことで、38人の未入所児童の減少に繋がった。(目標指標A・B)

⑦債権管理推進計画の目標収納率の達成に向けては、収入促進員による訪問徴収や口座振替の利用勧奨などの滞納抑制策に加えて滞納保育料の徴収強化を図るため、令和2年度から新たに徴収管理担当を設置し、給与照会や預貯金調査及び生命保険調査などを実施し、滞納処分による差押などの取組を進めた結果、前年度を上回る収納率を確保することができた。(目標指標C)

⑧保育施設等(143園)に対し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための備品等購入経費等に対する補助を行った。また、保育施設等において感染者が発生した場合、関係機関と連携しながら臨時休業等の調整を行うとともに、本市の要請により登園を自粛した方の保育料を日割りとした。

(課題)①喫緊の課題として保育士不足が挙げられ、保育士の確保や離職防止に繋げる為の支援が必要である。更に、新卒保育士や潜在保育士等の就職支援や、保育所等への雇用支援を行う必要がある。

②保育を利用しながら就労と子育てを両立するといった子育て家庭のライフスタイルの変化が進むなど、ここ数年の保育需要は大幅に上昇しており、更なる待機児童対策が必要である。また、施設整備における進捗管理を徹底する必要がある。

③法人保育園にも老朽化の著しい施設があり、待機児童対策及び環境改善のため定員増を伴う施設の整備への支援が必要である。

④北難波保育所について、地中の状況により工法変更の必要が生じたため、当初予定より時間を要している。

⑤今後の民間移管対象保育所の中には、移管法人による新園舎建設工事のために、移管前の仮移転が必要となる保育所や仮移転は不要だが現園舎が使用不可となる保育所があり、保護者や地域の理解を得るなか、慎重かつ丁寧な民間移管手続きを行う必要がある。

⑦保育料収納率の向上を図るため、更なる納付環境整備に着手する必要がある。

⑧引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を講じる必要がある。

【放課後児童対策(児童ホーム)・こどもクラブ運営】

(目的)児童ホームでは、児童への安全な生活の場の提供と集団生活の中での遊びを通しての生活指導、余暇指導を行う。また、こどもクラブでは、小学校の放課後、土曜日、長期休業日に子どもが安心して活動できる居場所の確保を図り、児童の自主性、社会性等を育む。

(成果)⑨待機児童が多かった立花南児童ホームは、教室の活用により定員拡大を行った。老朽化したプレハブ児童ホームの環境改善のため、4校において教室に移転を行った。また民間児童ホームは、放課後児童クラブ設置促進事業等により238人の定員増を図った。児童ホーム保護者向けメールサービスを開始した。(目標指標D)

⑩民間児童ホームに対し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための備品等購入経費等に対する補助や小学校の臨時休業に伴い午前中から開所するための追加経費の補助を行うとともに、児童ホームの利用を自粛した方に対する児童育成料の負担軽減を実施した。

⑪こどもクラブは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため閉室とする中、待機児童を受け入れるとともに、児童ホームの密集を回避するため、児童を分散してこどもクラブにて受け入れを行った。(目標指標E)

(課題)⑨引き続き待機児童の解消に向けて、公設児童ホーム及び民間児童ホームの定員拡大に取り組む必要がある。また老朽化したプレハブ児童ホームの環境改善、指導員の確保が課題である。

⑩⑪引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を講じる必要がある。

## 3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名
1 保育の量確保事業
2 保育環境改善事業
3 児童ホーム運営事業(おやつ提供事業)
4 (仮称)保育士・保育所支援センター設置運営事業
5 キャッシュレス納付の推進

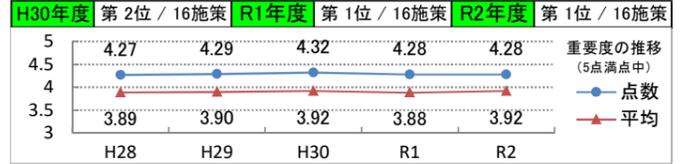
令和2年度 主要事業名
1 保育の量確保事業
2 保育環境改善事業
3 保育料利用者負担に係る階層の見直し(細分化)
4 保育所入所事務AI活用事業
5 保育士確保・保育の質の向上事業

令和元年度(平成31年度) 主要事業名
1 保育の量確保事業
2 保育環境改善事業
3 放課後児童健全育成事業所運営費補助金
4 児童ホーム整備事業
5 保育士奨学金返済支援事業補助金

## 4 市民意識調査(市民評価)

項目内容	●保育事業、放課後児童対策等による支援
------	---------------------

### ●重要度



### ●満足度



## 6 評価結果

評価と取組方針

・保育施設等の待機児童対策については、認可保育所や小規模保育事業の新設等により定員増を図るとともに、国の考え方を踏まえ待機児童の対象範囲の整理を行ったが、待機児童数は減少したものの未だ解消には至っていないことから、引き続き、わいわいキッズプランあまがさきに基づく取組を進める。

・とりわけ、新たに設置する「保育士・保育所支援センター」における保育士確保の取組を進め、弾力枠の活用等による受入枠の増加を促進していく。

・放課後児童対策にあたっては、児童ホームの待機児童解消に向けて引き続き定員拡大に取り組むとともに、児童ホーム・こどもクラブにおける活動内容や役割分担等について今後のあり方を引き続き検討していく。

・また、児童ホームの延長ニーズに対応するため、閉所後の迎えにおけるファミリーサポートセンターの活用支援など、効果的な支援策を検討する。

## 令和3年度の取組

【保育事業】

①「保育士・保育所支援センター」を設置し、マッチング支援等を実施することで多くの新卒保育士を確保するほか潜在保育士を掘り起し、現役で就労中の保育士については、相談支援の充実により他都市への流出や他業種への移行を防ぐ。また、保育士確保事業については、これまで実施してきた補助事業を継続するとともに、就職フェアについては、実施手法について法人保育園会と協議を行いながら実施する。また、引き続き、保育施設等の巡回支援を実施するとともに、保育士及び潜在保育士を対象とする研修についても集合研修の他、オンラインや動画配信等を用いて受講しやすい環境を整えることで、保育の質の維持、向上を図る。

②保育ニーズの推移を十分に見定めながら、ニーズが非常に高い地域においては、引き続き保育施設の新設等を行う。

③既存の法人保育園について、定員増を伴う建替え等に対して整備費の一部を補助する。

④公立保育所について、武庫東は令和3年4月より新園舎での保育を開始した。また、北難波・大西の建替工事を行い、年度内の完成を目指し、北難波については、年度途中から供用を開始する。この他、公立として残る保育所のうち、建替用地の確保に至っていない3保育所について、引き続き、用地確保に努める。

⑤神崎を令和3年4月に民間に移管した。また、元浜の引継ぎや七松の移管法人の選定等を進めるとともに、南武庫之荘の民間移管手続きを開始する。

⑥より多くの児童の受け入れにつなげるため、利用調整事務において本格的にAIを導入する。また、未入所児童の保護者に引き続きアフターフォローコールを実施し未入所児童の減少につなげる。

⑦保育料の収納率向上に向けて、これまでから実施している滞納抑制策及び徴収強化策に加えてキャッシュレス納付を導入し、納付しやすい環境整備を行う。

⑧⑩⑪保育施設等に対し、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る補助事業や、感染者が発生した場合の臨時休業等の調整について、引き続き実施する。

【放課後児童対策(児童ホーム)・こどもクラブ運営】

⑨老朽化したプレハブ児童ホームについて、学校等と協議し、教室へ移転する。民間児童ホームについては、補助事業の活用により事業者の参入促進を図り、指導員の確保に取り組む。また、10月から市によるおやつを提供を実施するほか、引き続き、わいわいキッズプランあまがさきに基づき、児童ホーム・こどもクラブの運営のあり方についても検討する。

## 主要事業の提案につながる項目

【保育事業】

①現在実施している保育士への補助制度の継続に加え、更なる保育士確保につなげるための支援について検討する。

②今後の保育需要の動向を見据えた上で、早期の待機児童解消のため、引き続き、認可保育所や小規模保育事業の公募等について検討する。

⑤令和4年度に元浜保育所の民間移管を行う。

【放課後児童対策(児童ホーム)・こどもクラブ運営】

⑨校舎を活用した公設児童ホームの整備等について、教育委員会等と調整を行う。

# 令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

施策名: 子ども・子育て支援  
 施策番号: 04 - 03

## 1 基本情報

施策名	04 子ども・子育て支援	展開方向	03 すべての子どもが健やかに成長していくことができるよう支援します。
主担当局	こども青少年局		

## 2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)	実績値					進捗率 (R2)
			H28	H29	H30	R1	R2	
A 身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じる市民の割合	↑	54.4 %	48.4	49.3	48.2	51.9	45.6	83.8%
B 要保護児童に関する個別ケース検討件数	↑	332 件	286	293	416	391	371	100%
C 要保護児童対策地域協議会の相談件数	→	— 件	2,506	2,423	2,566	2,709	2,952	—
D ひきこもり等に関するユース相談支援事業申請件数(累計)	↑	78 件	—	—	—	6	43	55.1%
E 少年補導委員による補導活動の延べ人数	↑	17,760 人	16,690	16,141	16,305	15,701	13,720	77.3%

## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)	総合戦略	①
<p><b>行政が取り組んでいくこと</b> ■支援を必要とする子ども・家庭への支援</p> <p>【子どもの育ち支援センター(いしあ)の運営】                      (目的)様々な困難や課題を有する子どもに対し、総合的かつ継続的な支援を行い、健全育成及び社会的な自立を図る。                      (成果)①子育てや発達相談など約400件/月に対して、助言や専門的機関へつないだほか、南北保健福祉センターと連携、支援を行った。また、診察前に心理相談を実施するなどにより、来所者調査での満足またはやや満足との割合は91.9%であった。(目標指標A)                      ②人材育成のため、西宮こども家庭センターへ職員を研修派遣(2人)するほか、スキル向上に向け、外部研修を積極的に受講した。                      ③発達特性のある子ども943件に相談や診察等を実施した。(目標指標A)また、学校園等に専門職員が訪問し助言等の支援を行い、更に教育委員会と連携し就学時健診における質問項目の市内統一化を図り、集団面接を取り入れた。(41校中32校、実施率78%)                      (課題)①いしあの機能強化を図るため、専門家等からの意見聴取や関係機関と顔の見える関係づくりを行う必要がある。                      ②複合的な課題に対応するため、引き続き職員の質の向上及び人材育成を行っていく必要がある。                      ③発達特性のある子どもの早期発見・早期支援への取組として就学時健診の標準化を目指し、実践的な工夫を進めていく必要がある。</p> <p>【要保護児童等の対応】                      (目的)児童虐待防止等に関する関係機関との連携を図り、虐待の早期発見や早期予防など要保護児童対策の促進を図る。                      (成果)④要保護児童対策地域協議会(要対協)を開催し、緊密な連携・協力をを行い、適切な支援に努めた。(目標指標B・C)                      ⑤コロナ禍の学校休校措置により、生活困窮・ネグレクト等で食事を摂ることが困難な児童等へのあまっこ応援弁当の提供などで、食支援を通じた児童虐待防止を図った。                      ⑥本市が将来設置する児童相談所について、他市を視察するなど検討を開始した。                      (課題)④児童相談所との連携や、要保護児童の転入・転出対応等について、関係機関との連携、自治体間での情報共有が必要である。                      ⑤新型コロナウイルス感染症の影響等により、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まっている。                      ⑥今後、市として児童相談所を設置することを見据え、人材育成や機能の検討などを進める必要がある。</p> <p>【ひきこもり青少年への支援】                      (目的)市内のあらゆる青少年が社会性を身につけ、自己肯定感を育むことを目指す。                      (成果)⑦概ね15から29歳の「ひきこもり」等の青少年・保護者を対象に相談支援を実施した。市内公立高校へのチラシ配付、市立中学校不登校担当教員等への事業周知、長欠中学生の進学先の訪問等を行った。37名の事業利用申請があり、アウトリーチ型の相談支援を計369回、当事者会26回、家族交流会を5回実施した。また、先進的なNPO法人へ職員を派遣し、支援スキルを習得した。(目標指標D)                      (課題)⑦申請者のうち、中学生からの相談は4件であり、中学校が行う不登校支援から、義務教育修了後に切れ目なく当事業の支援につながるよう、引き続き教育委員会と連携を図る必要がある。また、対象者の状態変化等の管理や調整をより適切に行う必要がある。</p> <p>【非行化防止】                      (目的)問題行動を起こしている青少年の早期発見・早期指導を行い、青少年の非行化を防止するとともに、青少年の健全育成のため、市民が青少年の非行問題を自らの問題として捉え、その防止に取り組むよう意識の向上を図る。                      (成果)⑧コロナ禍での臨時休校、分散登校等があり、少年補導委員や職員による登下校時のきめ細かい補導、見守り活動を実施した。また、補導、啓発においては、人が密集しないよう地域補導に重点を置くほか、パネル展等、新たな啓発手法に取り組んだ。(目標指標E)                      (課題)⑧青少年の遊びがインターネットを介したものになり、問題行動が見えにくく、指導が難しくなっている。一方、登下校時の見守りは、安全確保や困難を抱える子どもの早期発見につながるため、少年補導委員が減少する中、より効果的な手法の検討が必要である。</p> <p>【子どもの人権擁護のための取組】                      (目的)体罰等の人権侵害から子どもを守るとともに、子どもの声を十分に聴き、児童の権利に関する条約に規定された権利を保障する。                      (成果)⑨体罰、心を傷つける言葉、性的な事案を調査する「子どもの権利に関するアンケート」を実施し、回答に基づき調査を行った。                      ⑩子どもの権利保障を強化するため、尼崎市子どもの育ち支援条例を改正し、第三者的な立場から子どもを支援する「子どものための権利擁護委員会」を規定するとともに、児童の権利に関する条約の精神に則った規定の整備を行った。                      (課題)⑨引き続き、体罰等の根絶に向けた取組を進める必要がある。                      ⑩同委員会を周知するとともに、同条例改正の主旨である子どもを権利の主体として捉えることを、研修等を通じて啓発する必要がある。</p> <p>【ヤングケアラー支援】                      (目的)家事や家族の世話を日常的に行う子ども(ヤングケアラー)に対する支援を行う。                      (成果)⑪教員向けの研修(12名参加)や、事例検討会(25名参加)を実施した。また、支援方法の検討に向け、大学の研究員と協力し、居宅介護支援事業所等への実態調査を行った。(247事業所、計679名)                      (課題)⑪本市及び厚生労働省実施の調査結果等を踏まえ、行政の支援体制の在り方や具体的な支援策について検討する必要がある。</p>		

## 3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名
1 要保護・要支援児童等見守り強化事業
2 子どものための権利擁護委員会運営事業
3 児童相談所設置準備事業
4 尼崎市要保護児童対策地域協議会運営事業(要保護児童等に関する情報共有システムの導入)
5 ユース相談支援事業
令和2年度 主要事業名
1 子どもの育ち支援センター運営事業(児童虐待再発防止モデル事業)
2 子どもの人権侵害に関するアンケート調査事業
3 ユース相談支援事業(ひきこもり青少年支援事業)
4
5
令和元年度(平成31年度) 主要事業名
1 子どもの育ち支援センター開設運営事業
2 発達相談支援事業
3 ユース相談支援事業
4 支援者サポート事業
5 子ども・子育て総合相談事業

## 令和3年度の取組

【子どもの育ち支援センター(いしあ)の運営】  
 ①②「いしあ専門家会議」を開催し、専門家の意見を聴くなど、いしあの機能をより高める取組などを継続する。南北保健福祉センターと連携会議の部会(発達、ひきこもり等)を開催し、連携体制を強化する。支援に関する基礎・専門研修受講、職員の対応に関して専門家の指導を受けるなど人材育成に努める。  
 ③就学時健診における面接の実施項目や観察項目等についてさらにスクリーニングの精度を高めるとともに、課題を抱える児童や就学時健診を通じて支援が必要と思われる児童の円滑な学校生活について庁内関係課と協議する。また、より早い段階での適切な支援について保健・福祉部門と療育の共通理解や役割分担、施設活用に係る意見交換を行い、一層の連携を図っていく。

【要保護児童等の対応】  
 ④児童虐待の事案について、児童相談所と日常的に迅速な情報共有を行うため、全国統一の情報共有システムを導入する。  
 ⑤食材等の提供などの支援を行う民間団体等も含めた地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子ども等を見守るための体制を強化する。  
 ⑥本市独自の児童相談所の設置に向け、準備担当課を設置し、県の児童相談所といしあの運営状況を検証するなど、効果的な児童相談所の運営を図るよう、外部団体との意見交換・連携を行い、検討を進める。人材確保・人材育成、体制・機能及び施設整備等について定めた基本方針を策定する。

【ひきこもり青少年への支援】  
 ⑦教育委員会と連携し、市立中学校への事業周知や研修に取り組むほか、定期的に支援ケースの状態評価とモニタリングを行い、委託事業者との協働契約において、支援内容や支援量の協議等を行い、効果的な事業運営を行う。

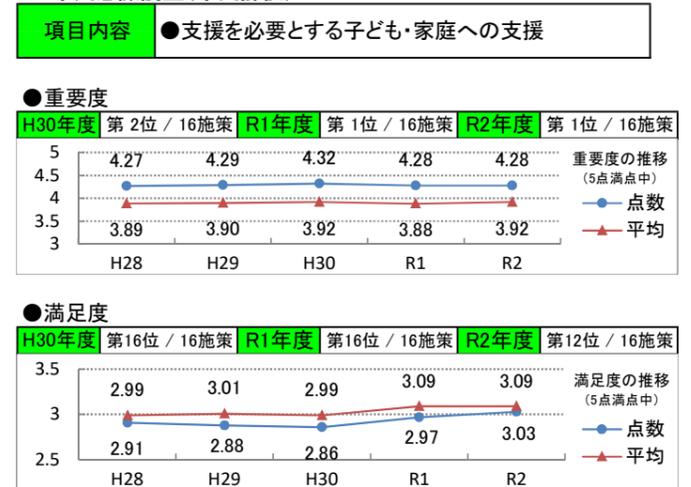
【非行化防止】  
 ⑧非行の形態がインターネットを使用したものに変化していること及び少年補導委員が減少する状況を踏まえるとともに、依然として青少年の見守りの必要性が高いことから、効果的な補導・見守り活動のあり方について検討する。

【子どもの人権擁護のための取組】  
 ⑨体罰等の根絶に向け、令和2年度のアンケート結果を踏まえた取組を進める。アンケートに回答のあった事例を子どもの権利の擁護に関する啓発等に活用するとともに、アンケートを継続実施する。  
 ⑩子どものための権利擁護委員会について、学校や関係機関へリーフレット等、効果的な手法を検討し周知する。当委員会は、子どもの権利に関する事項についての相談を受け付けるとともに、子どもの権利擁護のために必要な提言を市関係機関等に対して行う。児童の権利に関する条約の理解を深めるための広報及び研修を実施し、子どもが自由に意見表明できる環境づくりを行う。

【ヤングケアラー支援】  
 ⑪研修や事例検討会を継続実施するほか、アセスメントシートを作成し、ヤングケアラーを捕捉する。具体的な支援策を検討するにあたり、実態調査の分析を進め、子どもの状況や意向に応じた支援メニューを選択できるよう、関係機関等との連携体制を構築していく。

## 主要事業の提案につながる項目

## 4 市民意識調査(市民評価)



## 6 評価結果

**評価と取組方針**

- ・児童相談所の設置に向けては、いしあと一体的かつ効果的支援が実施できるような体制整備に向け、ハード・ソフト両面から引き続き丁寧に取り方を検討していく。
- ・子どもの人権擁護のための取組については、新たに設置した権利擁護委員会がしっかりとその役割を果たせるよう、取組を進めていく。
- ・ヤングケアラー支援については、実態調査の分析等により支援ニーズを把握するとともに、関係機関との連携を強める中で、子どもの状況や意向に応じた支援策について検討していく。
- ・子育て分野における相談支援機能の強化や支援ネットワークだけでは対応できない複雑・複合化した課題に対応するため、ケースに応じて他分野の支援関係者とも円滑に連携し、重層的な支援に取り組んでいく。

# 令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

施策名: 子ども・子育て支援  
 施策番号: 04 - 04

## 1 基本情報

施策名	04 子ども・子育て支援	展開方向	04 子どもの社会参加や自主的な企画・運営などを通じて主体的な学びや行動を支えます。
主担当局	こども青少年局		

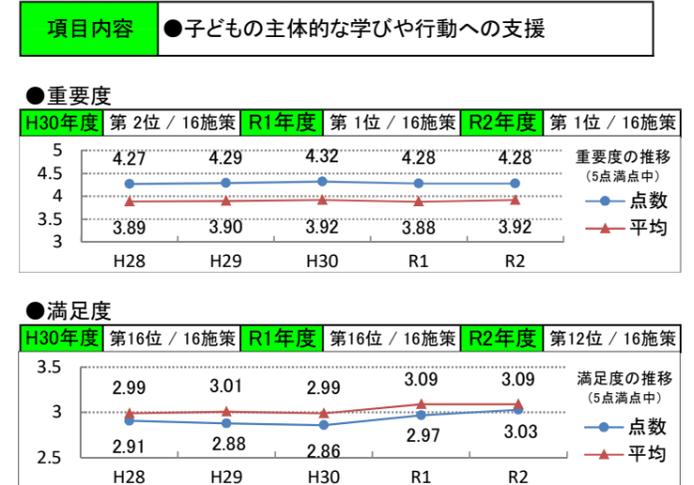
## 2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)	実績値					進捗率 (R2)	
			H28	H29	H30	R1	R2		R3~R4
A 「自分にはよいところがある」と答えた児童生徒の割合	↑	全国平均以上 (小)84.0 (中)78.8	%	小 71.3 中 64.3	小 72.2 中 64.1	小 83.4 中 77.5	小 79.2 中 72.1	—	—
B ユース交流センターのイベントについて「やや満足」以上と答えた来館者の割合	↑	59.9	%	—	—	—	58.4	58.9	98.3%
C ユース交流センターの月平均利用者数	↑	3,800	人	3,409	3,677	3,654	4,825	3,626	95.4%
D 青少年の居場所の数	↑	15	箇所	7	10	10	11	12	80.0%
E									

## 3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	青少年木育等推進事業
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	ユースワーク推進事業費
2	
3	
4	
5	

## 4 市民意識調査(市民評価)



## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)		総合戦略	①
行政が取り組んでいくこと	■子どもの主体的な学びや行動への支援		
【ユースワークの取組】 (目的)ユースワークの視点を取り入れた居場所づくりなど各種事業を行うことで、中学生・高校生をはじめとした青少年が様々な人と接し、様々な経験を積み社会性を身につけ、自己肯定感を育む。 (成果)①ユース交流センターでは、青少年の交流を目的としたお祭り(ama-youth-fes)など青少年自らが企画立案したイベントの実施や、大学生スタッフが勉強を教えるスタディイベント、体を動かしてストレスを発散するためのSports Dayを定期的に開催した。その他、みんなの尼崎大学などと連携して、ひと咲きプラザ内のDIYなど様々な大人と交流できるような事業を実施した。また、課題を抱えた青少年の相談を受けることも増えており、学校や子どもの育ち支援センター(いくしあ)等の関係機関と情報共有を行い連携して対応した。(目標指標A・B) ②公共施設を活用したサテライト事業として、高校内居場所カフェや音楽イベント等を6地区で計50回実施し、延べ1,079人が参加した。(目標指標C・D) ③小学生を対象としたティーンズミーティング事業から転換し、若者自身が身の回りの困りごとや課題について主体的に考え解決を目指していく「ユースカウンスル」を開始した。これにより、中学生から社会人まで幅広い年代の参加が得られ(計22名)、若者の社会参画のきっかけとなる活動基盤を構築した。 ④ユースワークの取組の推進を協議する場として、青少年問題協議会に新たにユースワーク推進部会を設置し、本市のユースワークの在り方やユース交流センターの課題について、助言をもらった。 (課題)①イベント等を実施する際には、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を講じる必要がある。また、課題を抱えた青少年への支援については、学校や関係機関との更なる連携が必要である。 ②実施回数の少ない地区に関しては、サテライト事業に対する意識や取組の方向性の共有を図る必要がある。 ③大人が若者の思いや考えを尊重する気運を高めるとともに、若者の声を社会や地域に届ける仕組みを構築する必要がある。			
【美方高原自然の家】 (目的)豊かな自然の中での野外活動及び集団生活を通じて青少年の健全な育成を図るとともに、市民に自然と親しむレクリエーション活動の場を提供することにより、市民の自然への理解を深め、余暇の活用を図る。(小学5年生の自然学校の実施を含む。) (成果)⑤新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、イベントの人数制限やソーシャルディスタンスの確保、消毒・除菌の徹底など、万全の感染症対策を講じたほか、自然学校の代替事業支援として、市内32校を対象に、日帰りで西武庫公園、ベイコム記念公園でのツリーイングや、学校内での飯ごう炊さん、キャンプファイヤーなどに職員を派遣するなど、コロナ禍に対応した運営を行った。また、自然学校は一部の小学校が丹波少年自然の家を利用しているが、令和4年度から、本市のすべての自然学校をより満足度の高い美方高原自然の家において、受け入れることを視野に入れた調整を行った。野外活動施設管理運営においては国内初である、ISO9001(運営の信頼性の担保と継続的顧客満足度向上の取組)を取得した。 (課題)⑤新型コロナウイルス感染症の影響により多数のキャンセルが生じたことを踏まえ、更なる利用促進と、利用者が安全・安心して利用できるよう、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を講じる必要がある。また、築25年が経過し、今後、老朽化に伴う建物及び設備など大規模改修に向けて予防保全による長寿命化を図るための維持管理を計画的に行っていく必要がある。			
【青少年いこいの家】 (目的)野外活動及び集団生活を通じて健全な青少年の育成と福祉の増進を図る。 (成果)⑥尼崎市公共施設マネジメント計画においては、老朽化した宿泊棟を廃止し、野外活動を中心とした施設へ再整備することになっていることを踏まえ、利用者が野外活動施設に求めるニーズを把握するためにアンケート調査・分析を実施したほか、「野外教育」の観点を取り入れたプログラムを実施する県立の施設を視察し、施設運営者と意見交換を行い、さらには、再整備の内容等について関係部局と調整やディスカッションを行った。また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、イベントの人数制限やソーシャルディスタンスの確保、消毒・除菌の徹底など、万全の感染症対策を講じたほか、自然学校の代替措置として、日帰りで利用してもらうなど、コロナ禍に対応した施設運営を行った。 (課題)⑥青少年いこいの家について、民間事業者から意見聴取などを行い、ハードとソフトの両面において最適な施設運営ができるよう検討が必要である。また、猪名川町や県土木事務所などの関係機関との調整を行っていく必要がある。なお、施設運営にあたっては、利用者に安全・安心に利用してもらえるよう、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を講じる必要がある。			
【成人の日のつどい及び成年年齢引下げに伴う成人式の在り方】 (目的)成人の日のつどいの実施方法及び民法改正により成年年齢が引き下げられることに伴う成人式の在り方を見直す。 (成果)⑦成人の日のつどいについては、新型コロナウイルス感染症対策(2部制、時間短縮、検温・手指消毒の徹底、オンライン配信など)を講じた上で実施した。また、令和4年4月以降の成人の日のつどいについては、アンケート調査結果及び青少年問題協議会での意見を踏まえ、これまでと同様に対象年齢は「1月」として実施することを決定した。 (課題)⑦成人の日のつどいについては、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を講じるとともに、新たな名称について検討していく。			

令和3年度の取組	
【ユースワークの取組】	①専門機関と連携しながら悩みや不安の相談に対応していく。また、ユース交流センター職員のさらなる知識向上を図るために研修を充実させていく。 ②引き続きサテライト事業の全市展開に向け、各地域振興センターと情報共有や意見交換の場を定期的に設け、ニーズを把握し事業実施につなげていく。 ③引き続きユースカウンスルを実施し、市に取組内容を提言する場を設けるなどし、大人が若者の主体性を尊重する意識を醸成していく。
【美方高原自然の家】	⑤家族利用者などの獲得に向けて、指定管理者と連携しながら、SNS等のデジタルコンテンツの充実の検討を進めていく。 ⑤令和3年度で指定管理期間の最終年度になるため、指定管理者選定委員会において次期指定管理者の選定を行う。
【青少年いこいの家】	⑥野外活動を中心とした施設へ特化していく方針のもと、再整備の方向性を定め、サウンディングの手法を用いて民間事業者からハードとソフトの両面において魅力的かつ最適な施設運営ができるよう意見聴取を行う。
【成人の日のつどい及び成年年齢引下げに伴う成人式の在り方】	⑦新型コロナウイルスの感染状況やワクチン接種状況等を踏まえ実施方法の検討を進めていく。「成人の日のつどい」の新たな名称については、当事者に近い年齢層へのアンケートの実施などを経て決定していく。

主要事業の提案につながる項目

## 6 評価結果

評価と取組方針
・青少年の支援については、ユースワーク推進部会の設置やユースカウンスルの開始など、ユースワークの推進に向けた様々な取組に着手することができた。
・引き続き、生涯学習プラザにおけるサテライト事業を含めた居場所づくりのさらなる充実に向け、ユース交流センターが中心となりユースワークの取組を深化させていく。
・青少年いこいの家の再整備に向けては、教育委員会と連携し、学校における校外活動での活用など教育的プログラムの実践も見据え、今後のあり方についての検討を進める。